

第6章

人材の育成・確保

医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスが安定して提供されるためには、それぞれのサービスを支える人材が必要です。

このため、それぞれのサービスに従事する人材の育成・確保とその資質向上に努めるとともに、それぞれのサービス相互の連携を推進する人材の養成に努めます。

〔施策の体系〕

1 介護職

2 医療職

3 介護支援専門員

4 生活支援の担い手

5 医療と介護の連携推進のための人材

1 介護職

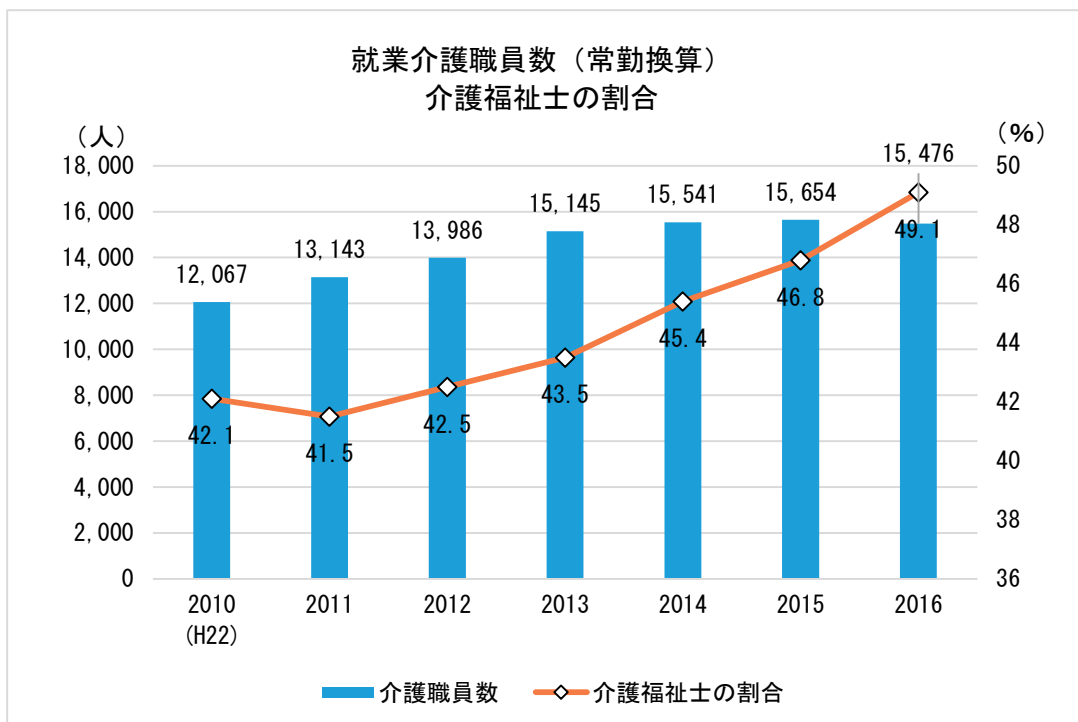
現状と課題

- 平成 27 (2015) 年 6 月の介護人材需給推計³³では、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 (2025) 年に全国で 37.7 万人、本県においても、約 6,800 人の介護人材の不足が推計され、介護人材の確保・定着が求められています。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、増大する介護ニーズに対応するため、介護サービスの安定的な提供体制を確立し、質の高い人材の確保を図る必要があります。
- 介護が必要な高齢者が自立した生活を送るためには、介護保険事業所の管理者や現場でサービスの提供に当たる職員が、高齢者介護の理念やそのために必要な介護技術を習得し、実践する必要があります。
- たんの吸引や経管栄養等ができる介護職員（認定特定行為業務従事者）は 1,652 名、介護職員がたんの吸引等を実施できる事業所（登録特定行為事業者）は 149 ヶ所（共に平成 29 (2017) 年 11 月末現在）であり、今後も、認定特定行為業務従事者の養成及び特定行為事業者の登録を推進していく必要があります。

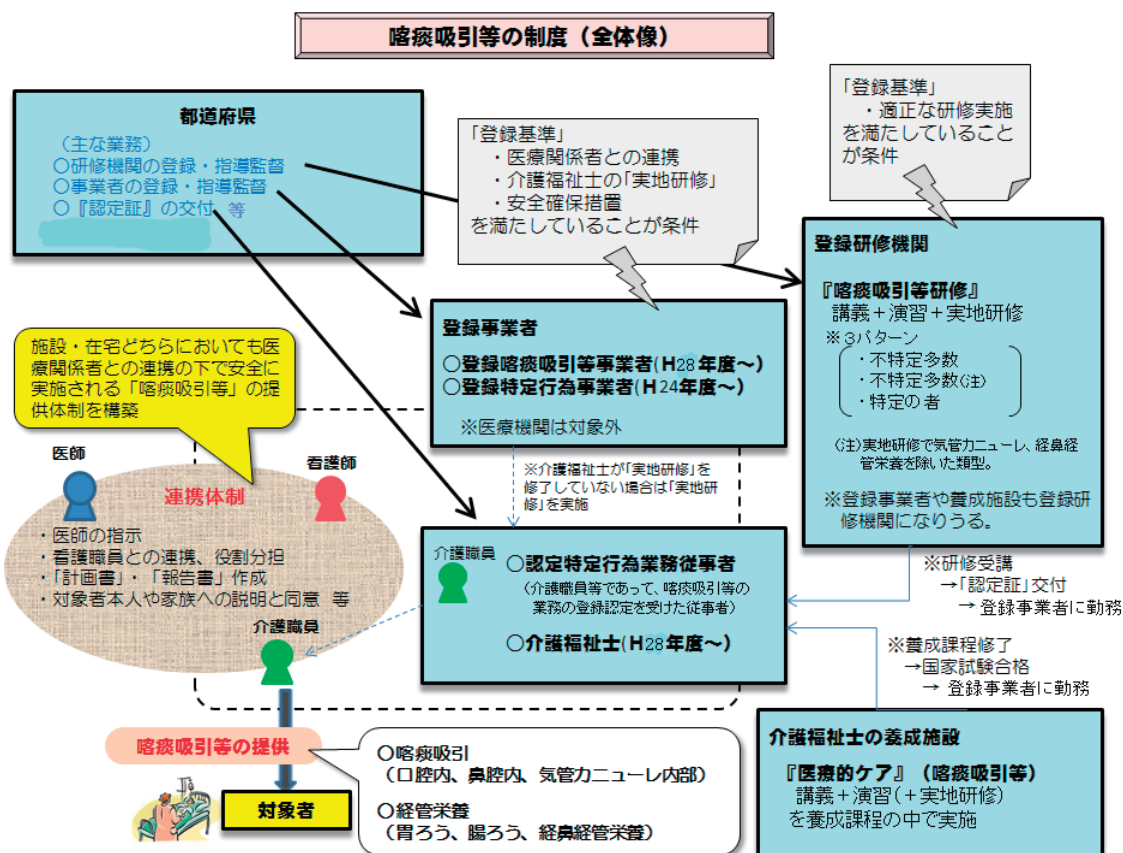
施策の方向

- 介護人材の確保対策として、介護関係団体と労働、教育関係、国、市町等で構成する「栃木県介護人材確保対策連絡調整会議」を設置し、関係各所と連携を図り、地域医療介護総合確保基金を活用した、効果的・効率的な介護人材確保対策事業を実施します。
- 多様な介護人材の確保・定着のため、介護人材のすそ野を広げる「参入促進」と専門性の確立やキャリアパスの構築などを促進する「資質の向上」、離職防止・定着のための「労働環境・処遇改善」を 3 本の柱として事業を実施します。
- 継続的に質の高い介護が提供できるよう、介護福祉士養成学校入学者や働きながら介護福祉士を目指す方に対する貸付支援等の施策を実施し、介護福祉士の育成に努めるとともに、離職した介護福祉士等の届出制度等や再就職準備金貸付事業の活用により、潜在的介護福祉士の掘り起こしと就労に向けた支援等に努めます。
- 「介護の日」のイベントや介護予防のホームページを通じて、介護職員の役割や魅力に対する理解の促進を図ります。
- 登録研修機関における「喀痰吸引等研修」の実施により、認定特定行為業務従事者の養成を図るとともに、対象事業者に制度の周知を行うことにより、認定特定行為事業者の登録を促進し、介護職員が、たんの吸引や経管栄養等の医行為を適切に行うことができる体制の整備に努めます。

³³ 平成 30 (2018) 年度に再推計値を公表予定



【出典：介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）】

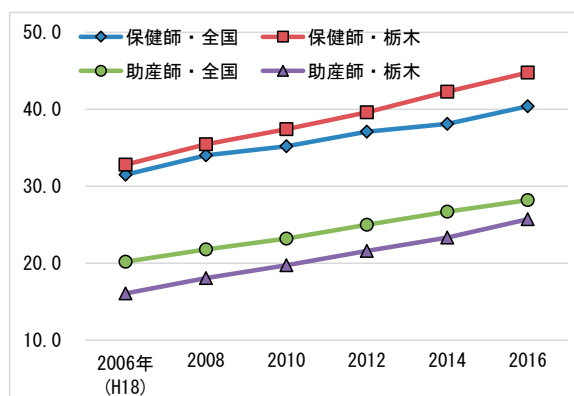


2 医療職

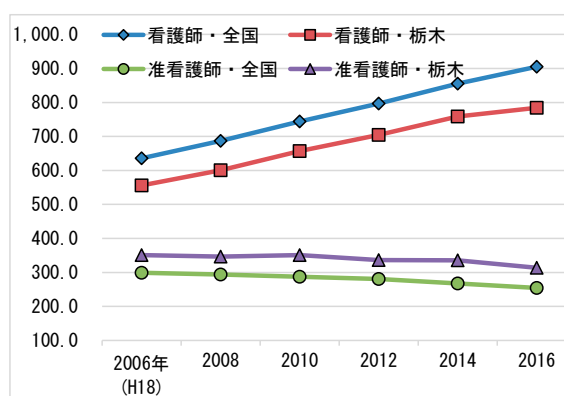
現状と課題

- 准看護師を除く保健師、助産師、看護師はいずれも増加傾向が見られていますが、在宅医療等の多様なニーズに対応するため、さらなる確保や資質の向上が求められています。
- 本県で在宅医療を実施している医療機関は、その半数に満たないものの、今後実施の意向があるところは多く、在宅医療を開始及び継続していくための支援が求められています。

就業保健師・助産師の推移（人口10万対）

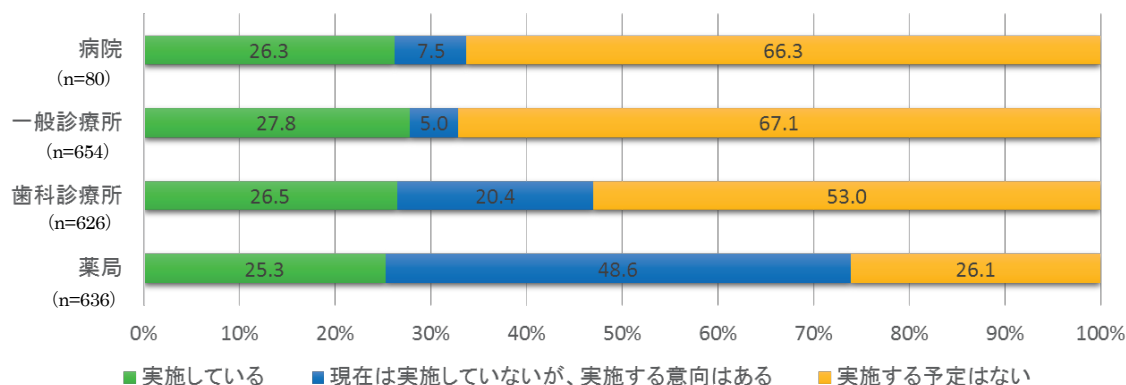


就業看護師・准看護師の推移（人口10万対）

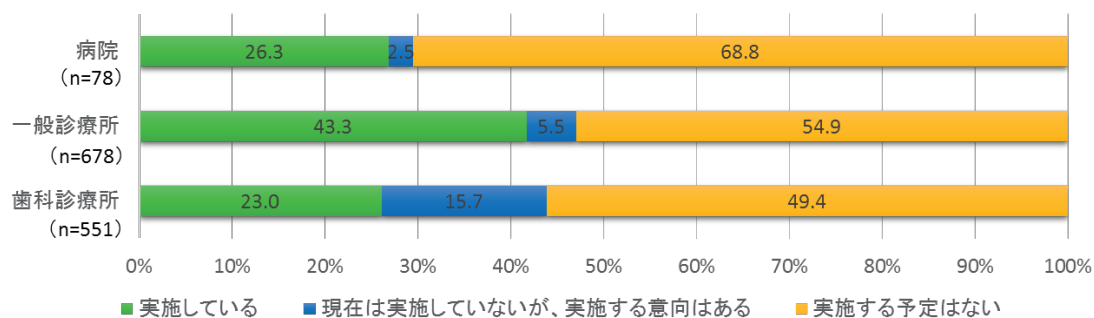


在宅医療の実施の有無

<訪問診療(薬局は訪問薬剤指導)>



<往診>



【平成28年度栃木県在宅医療実態調査】

施策の方向

- 看護職員の養成・県内定着の促進として、修学資金の貸与や看護師等養成所の運営に対する助成及び指導等により新規養成者の確保を図ります。
- 看護職員の離職防止・再就業促進対策として、勤務環境改善等によって離職を防止するほか、届出制度による離職者の把握や再就業研修、就職斡旋等を行い、潜在看護職員の再就業等を支援します。
- 栃木県看護協会等と連携し研修を支援するなど、看護職員の資質向上を図ります。また、訪問看護については、訪問看護推進協議会において普及や人材確保・育成のための方策を協議し、必要な取組を行います。
- 在宅療養患者が安心して地域で暮らすことができるよう、在宅医療に係る関係機関と連携し、在宅医療に携わる医師、訪問看護師、歯科医師、薬剤師等医療従事者の確保・育成及び質の向上に努めます。

3 介護支援専門員

現状と課題

- 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者であり、介護保険制度の要として重要な役割を担っています。
- 介護支援専門員は、介護サービスの担当者や主治医、施設、介護事業所、地域の関係機関等との連携により、利用者の心身の状況、環境等を適切に把握し、自立支援に向けた包括的・継続的ケアマネジメントに基づき、適切なサービスを提供していくことが重要です。
- 高齢化の一層の進展に伴い、単独及び夫婦のみ高齢者世帯、医療の必要性が高い高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、介護支援専門員には、介護保険制度に関する知識だけでなく、保健・医療・福祉・生活支援サービス等に関する幅広い知識や技術が求められています。

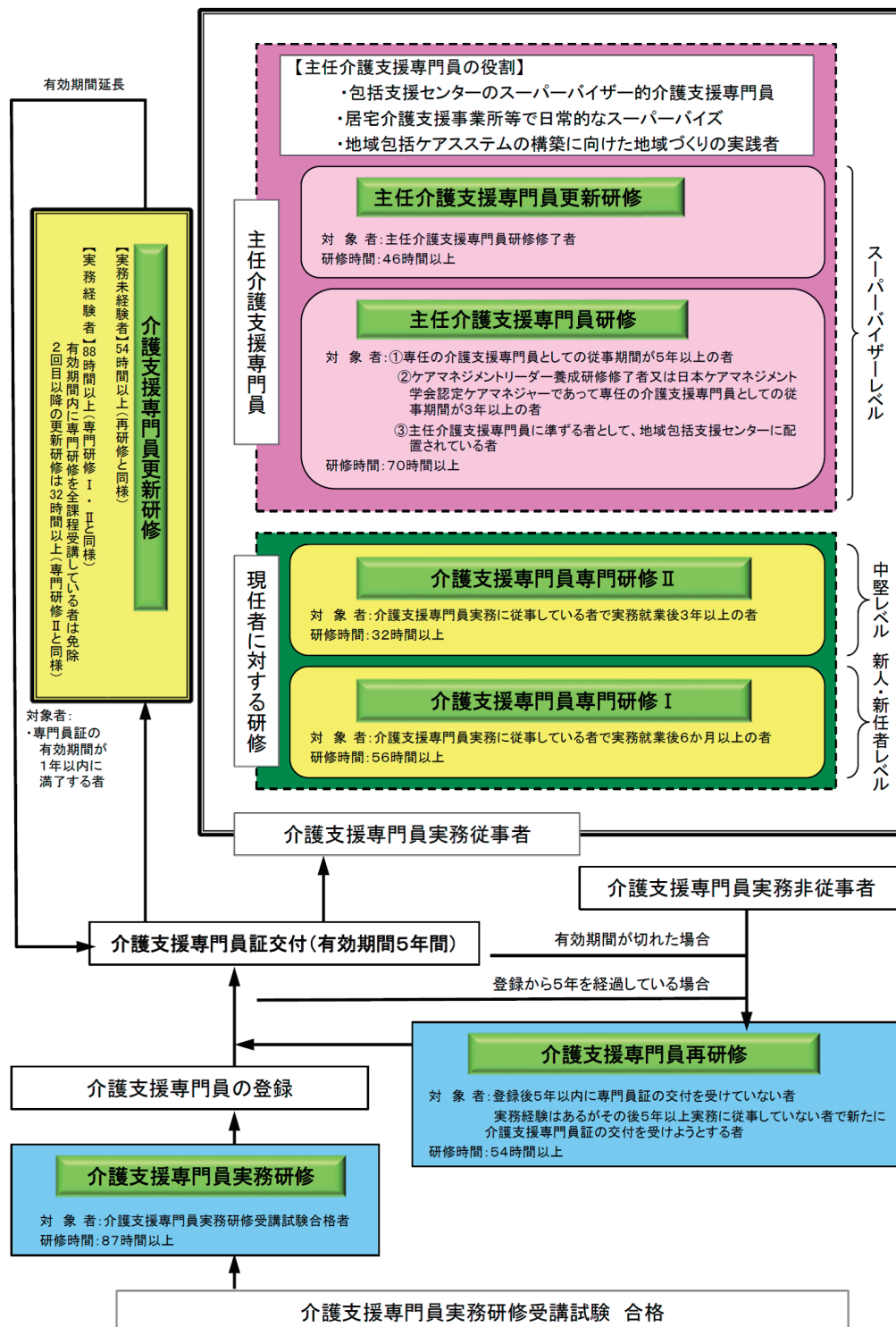
施策の方向

- 介護支援専門員として必要な知識・技術の向上を図り、専門性を高めるための研修内容を充実するとともに、関係団体と連携を図りながら、継続的に研修を受講できる体制整備を促進し、介護支援専門員の資質向上に努めます。
- 地域及び事業所における介護支援専門員を支援するための中核となる主任介護支援専門員³⁴を継続的に養成します。また、地域包括支援センター等の主任介護支援専門員が、市町をはじめ関係機関と連携を図りながら、現場の介護支援専門員の包括的・継続的ケアマネジメントを支援する体制の構築に努めます。

³⁴ ケアマネジャーの業務に関し十分な知識と経験を有し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例に関する助言・指導を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの役割を担います。

- 介護だけでなく、医療などの多様なサービスが連携したケアマネジメントを促進するため、介護支援専門員のケアマネジメントに必要となる医療面の知識習得や医療職との連携に関する研修などを実施し、その能力・技能の向上を図ります。

介護支援専門員の資格・研修体系



4 生活支援の担い手

現状と課題

- 家事支援や配食、高齢者サロンの開設などの生活支援サービスが、行政や社会福祉協議会の他、NPOやボランティア、民間企業などの多様な主体により、地域の住民を対象として重層的に提供されることが期待されています。
- 生活支援サービスの提供者として、NPO、ボランティア、民間企業等の活躍が期待されますが、これらの団体は、各々の目的に従ってサービスを提供していることが多いため、支援ニーズとサービス活動のマッチングを図る必要があります。

施策の方向

- 市町は、生活支援の担い手として、地域住民や元気な高齢者を含めた住民主体の活動や、NPO、ボランティア、民間企業等の地域資源を発掘・育成するとともに、これらの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築します。
- 市町において行う地域の資源育成や多様なサービス提供体制の構築に対し、先進事例の紹介を行うとともに、定期的な情報共有や連携強化を図るための機会を設けるなどの支援を行います。
- 生活支援サービスの提供体制の整備を促進するため、資源開発やネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス活動のマッチング等に関する研修を実施し、生活支援コーディネーターを養成します。

5 医療と介護の連携推進のための人材

現状と課題

- 在宅医療と介護の連携に関しては、郡市医師会の協力や在宅医療推進支援センターの取組を通じ、関係者の連携、相互の分野の理解促進に取り組んできました。今後は、市町等身近な地域ごとに、積極的に連携を担う地域リーダーの育成を進める必要があります。

施策の方向

- 在宅医療・介護に係る多職種協働を促進するため、地域においてリーダーとなる人材の育成に努めます。
- 住民に最も身近な市町が、それぞれの地域の特性を十分に活かしながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組めるよう、市町において中心的役割を担うリーダーや実務担当者を養成します。